

## 第1 個人情報保護法の目的・理念

### 1 目的（1条）

個人情報保護法は、その目的について、次のように規定している。

#### 第1条

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### 2 基本理念（3条）

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない（3条）。

## B

### CHECK

#### 個人情報保護法の目的

1条が目的に掲げる「個人の権利利益」には、広く人格権、財産権が含まれ、いわゆるプライバシーも当然にこれに含まれます。

しかし、「プライバシー」という概念が必ずしも明確ではないため、この言葉を条文に用いていません。

### CHECK

#### 「デジタル社会」とは

旧法では「高度情報通信社会」という文言が用いられていましたが、改正後は「デジタル社会」という文言が用いられています。

「デジタル社会」の定義については、デジタル社会形成基本法2条に定められており、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法……に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（情報通信技術）を用いて電磁的記録……として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（情報通信技術を用いた情報の活用）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」とされています。